

ヒドロキシルアミン等の試験について

【照会】

ヒドロキシルアミン等が消防法の危険物第 5 類の自己反応性物質に該当するか否かを確認する試験について、政令及び試験省令に定められている熱分析試験において、金メッキを施したステンレス鋼製の密封セルを使用して当該試験を実施して差し支えないか。

【回答】

適当でない。

ヒドロキシルアミン等が危険物第 5 類の自己反応性物質に該当するか否かは消防法令に定める試験によるべきであり、使用する密封セルはステンレス鋼製となる。

(平成 14 年 3 月 27 日 消防危第 46 号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁危険物保安室長)